



平成24年10月16日
国際平和協力本部事務局

南スーダン国際平和協力業務
実施計画の変更等（派遣期間の延長）について

標記については、10月16日の閣議において決定されたところ、概要は下記のとおり。

記

1. 趣旨

我が国は、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に、司令部要員（3名）、施設部隊等（約350名）を派遣し、司令部業務及び施設業務等を実施している。

従前の国連安保理決議では、UNMISSの活動期間が本年7月9日までとされていたところ、去る7月5日、安保理において、UNMISSの活動期間を2013年7月15日まで延長する決議第2057号が採択された。

これを踏まえ、我が国の南スーダン国際平和協力業務実施計画等について、下記2. のとおり変更する。

2. 変更内容

南スーダン国際平和協力業務実施計画及び関係政令中、以下のとおり派遣期間の延長を行う。

- ・延長前の派遣期間：平成24年10月31日まで
- ・延長後の派遣期間：平成25年10月31日まで（1年間の延長）